

議案第75号

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例
山陽小野田市組織条例（平成22年山陽小野田市条例第1号）の一部を次の
ように改正する。

第1条中

「監理室

大学推進室」を「監理室」に改める。

第2条中

「(10) 情報処理及びデジタル推進に関すること。」を

「(10) 情報処理及びデジタル推進に関すること。

(11) 市立大学に関すること。 」に改め、

「大学推進室

(1) 薬学部設置に関すること。

(2) その他市立大学に関すること。」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第75号参考資料

山陽小野田市組織条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部 企画部 協創部 市民部 福祉部 経済部 建設部 <u>監理室</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 (略) 企画部 (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部 企画部 協創部 市民部 福祉部 経済部 建設部 <u>監理室</u> <u>大学推進室</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 (略) 企画部 (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。</p>

- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。

(10) 情報処理及びデジタル推進に関すること。

(11) 市立大学に関すること。

協創部

(略)

市民部

(略)

福祉部

(略)

経済部

(略)

建設部

(略)

監理室

(略)

- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。

(10) 情報処理及びデジタル推進に関すること。

協創部

(略)

市民部

(略)

福祉部

(略)

経済部

(略)

建設部

(略)

監理室

(略)

大学推進室

- (1) 薬学部設置に関すること。
- (2) その他市立大学に関すること。